

す。

五月二十四日の衆議院の災害対策特別委員会で、防災担当大臣は、平成二十九年十一月に実施された防災に関する世論調査の結果に言及をされます。この世論調査では、災害が起ったときに取りるべき対応として考えに最も近いものはどれかとの問い合わせに対し、自助に重点を置くべきと答えた者の割合が三九・八%、共助に重点を置くべきと答えた者の割合が一四・五%、公助に重点を置くべきと答えた者の割合が六・一%、自助、共助、公助のバランスを取るべきと答えた者の割合が一八・八%となっています。この結果と十五年前の調査結果を比較して、大臣は、「国民の間に自助、共助の重要性が浸透してきたものと考えております。」と答弁されています。

平成二十六年版防災白書第一章三において、「東日本大震災においては、地震や津波によって、市町村長が亡くなったり、多くの市町村職員が被災する等本来被災者を支援すべき行政 자체が被災してしまい、行政機能が麻痺した。このように大規模広域災害時における「公助の限界」が明らかになり、自助、共助及び公助がうまくかみあわないと大規模広域災害後の災害対策がうまく働くかないことが認識された。」との記述が見られます。

防災対策における自助、共助の重要性については論をまちません。公助については、防災白書に

あるように限界があるのは事実としても、災害対策基本法において国、都道府県、市町村による防災に関する計画の作成、実施、相互協力等の責務が定められていることからすれば、公助の中で国、都道府県、市町村が適切に役割分担し、国民の生命、身体及び財産を災害から保護することが求められていると思つてですが、公助の在り方について、大臣の認識、伺つておきたいと思います。

国務大臣（小此木八郎君） 今、吉川委員がおっしゃつたこととほぼ同様の考え方を持つていて思ひます。

ただ、公助とこつのはもう当然のことで、いつして今議論してこむことと自体が私は公の議論、公助だと思つてこます。それをいかに自治体やあるいは国民の皆さんに少しでも多く発信して理解していくだけのかどうかということ、細かく言えばたくさんありますけれども、自助、公助はあって、なければやつぱりそれもあってほしいといつ立場で、今この立場でいろいろなところで申し上げております。公助は言つまでもないことです。

吉川沙織君 なぜこの問いを立てたかと申しますと、衆議院の災害救助法の改正案の答弁で大臣がわざわざ、十五年前と今回、去年の十一月の結果を比較して、自助、公助の重要性が浸透してきましたものとわざわざ言及なさつて、公助について、あえてかどつか分かりませんけれども、言及がな

かつたものですから、公助の役割、限界があるにしても、後退しないように、今大臣の思いをお聞きしておきたかたのですから最初に伺いました。

本改正案においては、内閣総理大臣は申請に基づき、自らの事務として被災者救助を行うことができる救助実施市を指定する、指定に際して、内閣総理大臣はあらかじめ都道府県知事の意見を聞く、救助実施市の指定基準の具体的な内容は内閣府令で定めるとされています。

衆議院での審議の答弁を整理しますと、客観的な指定基準に該当するものを救助実施市として指定する、指定基準として想定しているのは、体制、財政状況、都道府県と救助実施市となる指定都市の連携体制、指定都市における組織体制、財政基盤、関係機関、例えば仮設住宅を建設する事業者、借り上げ仮設を仲介する事業者等の団体との調整、都道府県知事の意見聴取は都道府県と指定都市との連携体制を確認するためのものとのことに大体収められると思います。

答弁をしてください。

政府参考人（海堀安吉君） 今先生から御指摘ありました項目、一は、指定都市と都道府県の調整、連携体制の項目だと思います。それ以外の項目について御答弁をさせていただきます。

一定の組織体制、これについては、救助実施市

となる指定都市の職員、組織などの体制を一定規模を有しているかどつかことなどを念頭に置いております。

また、財政基盤、これ、先ほども基金の話など、御説明させていただきましたが、都道府県が負担すべきとされていいる経費をそつこつた形で負担

たとえ全会一致であったとしても、道府県の理解を得つつ進めるに当たり重要なポイントとなることをおきしておきたいから、この国会の審議の場でとと考えられる」とから、この国会の審議の場である程度明らかにしておく必要があると思います。

都道府県と指定都市の連携体制については、通常の連絡体制に加え、災害時の調整に関するマニュアル化する、事前に一定の災害を前提に地域防災計画等による物資の配分計画などを策定してお

く、発災後においては、状況に応じて計画内容等の調整をするについて事前に定める等の答弁までは五月二十四日の衆議院の災対特であつたんですが、その他の項目で具体的に明らかにできるもの、これ以外にない、まだ検討していない、何も考えていないだつたら、それはそれで、そういう

答弁をしてください。

政府参考人（海堀安吉君） 今先生から御指摘ありました項目、一は、指定都市と都道府県の調整、連携体制の項目だと思います。それ以外の項目について御答弁をさせていただきます。

となる指定都市の職員、組織などの体制を一定規

できる財政力があるかどうかと云つて……（発言する者あり）はい。

あと、関係機関との調整は、例えば国の機関、地方整備局あるいは地方運輸局、あるいは、具体的に仮設住宅などの提供を行う場合には当該住宅などの業界団体との協定や、そういった事前の準備がされているかどうか、そういったことを念頭に置いて、今後、都道府県、政令指定都市、関係業界団体の方との会議の場を通じて具体的な内容について定めてまいりたいと云つて考えております。

吉川沙織君 今答弁いただいた内容つて、事前に、私がお伺いする前に、衆議院で云つて項目が出ていますよと申し上げた内容からほとんど外れるものはありませんでしたので、大体衆議院で答弁して、最後、一個だけ、だから、マニコアルとか計画物資配分とかいうのが具体的な項目であつただけでするので、大体今考えているのは、体制、財政状況、組織体制、財政基盤、関係機関との調整で、こつちが言つたもの以外のことは多分まだ検討されていないんだと思います。

指定基準を具体化するため、成立後、都道府県、指定都市などの関係者により協議を行う検討会議を設置する旨の答弁もこれは衆議院でなされていますが、当該検討会議に關し、メンバー構成、スケジュール感、議論を深めるべき指定基準の項目

と内容において今の答弁と重ならない範囲で、あるのでしたら、スケジュール感とメンバー構成、特にお願いします。

政府参考人（海堀安喜君） スケジュールといつましても、法改正後、速やかに関係の方々にお声掛けをして、全体としては、来年の四月一日施行でござりますので、なるべく早いタイミングでの会議開催を進めていきたいと云つて考えております。

吉川沙織君 メンバー構成、もう少し具体的に。

政府参考人（海堀安喜君） メンバー構成につきましては、都道府県、指定都市の関係者、あるいはこの関係であります知事会、指定都市会、あるいは関係の業界団体などとで現在検討をさせていただいている。

吉川沙織君 今回の改正案における権限の移譲については、都道府県の事前同意を前提としたものといった報道もござりますが、この点、政府が云つて云つて考えているのか、これも明らかにすべき点だと思います。

衆議院において、都道府県が反対の場合にどのような対応を取るのかについて問われ、政府はこう答弁しています。「趣意面や詳細な内容を確認をして、その体制やそつたものが支障があるのかどうかということを内閣府として両当事者からしっかりとお伺いした上で、指定都市側に調整不足

がある場合には助言するなど、丁寧な対応をとつていただき」と答弁されています。

大臣及び政府参考人は、都道府県が反対の場合には指定しない、すなわち都道府県の同意が必要であるとは明言はされていません。衆議院の審議の際の答弁の趣意は、都道府県が反対の場合には指定基準にある都道府県と救助実施市における調整、連絡の体制が取れているとはみなされず、調整が整つまでは指定できないことなんですか。

これは法案の条文上明らかにされていませんが、実質的に、都道府県の同意がなければ救助実施市の指定は行わないと考えてよろしくんでしょうか。

政府参考人（海堀安喜君） お答え申し上げます。

先ほども浜口先生の御質問にお答えさせていただきましたが、今、吉川先生がお話いただいたような指定基準に該当しているかどうかの確認をするといつ中の一つの項目として、都道府県知事から意見聴取を行い、その意見で否定的な意見が出た場合には、その趣意について詳細な確認をするとともに、その内容について指定都市の調整状況を確認するといったものでござります。

ですので、都道府県知事に同意権あるいは拒否権を与えているといつものではありません。

吉川沙織君 これ、衆議院でも一人以上から審

議が出ていて、結果、「丁寧に説明と議論を重ねる中でわかつていただけると私は思っています。」と大臣は答弁されていますし、ただ、これ、平成二十九年十一月十四日、災害救助に関する実務検討会第五回の中で、別添二で、「第四回災害救助に関する実務検討会の議論を踏まえた内閣府見解の補足」の中でこの点について書いてあるかといいますと、「権限移譲する場合は、『同意』を前提とすべきではないか。」政府の回答、いづつ書いています、「実質的に同意が前提となっている。」これは間違いないんでしょうかね。

政府参考人（海堀安喜君） 同意といふ言葉を使わせていただけていますが、実質的な同意といふことで、やはり体制とか、そういうた好き嫌いの問題ではなくて、実際の災害対策がうまくいくかどうかとこつことを判断していくだくといふことでの同意といつておきます。

吉川沙織君 じゃ、内閣府の資料には、権限移譲する場合は同意を前提すべきではないかといふ意見に対して、実質的に同意が前提となっている。例えばですよ、今日、今日の審議、これまで何人も委員立たれましたけれども、知事の権限は明文で変わらないとか、そういうところは今回も明文化で規定を置いていますとおっしゃる割に、今回権限移譲に関しては、条文上どこを読みでも、都道府県の側の同意が必要かどうかってどこを読

んでも読めなくて、体制確認しますよ。でも、実質的に同意は前提となっていますよとおっしゃるんですから、最終的に、これ国が、内閣府が様々な体制をもって判断するということなんですか。

政府参考人（海堀安喜君） 法律上は意見を聴くといふ形でござりますので、それらを踏まえた上で内閣総理大臣が判断するということでおっしゃいます。

吉川沙織君 なぜこの点強くお伺いしたかと申しますと、道府県側の反発が残念ながらまだに強い状況でござります。ですし、指定基準の厳格化を求める声もある中で、指定基準とか道府県側の同意の要否とこつのはある程度この国会の審議の場で、法律を立法する過程の中で明らかにしておく必要があると思いまして、伺いました。最終的に、内閣府、こりうる判断をされて最終的に内閣総理大臣が決めるところ、いづつとおっしゃる方向で更に検討するといつやり方で法律的にどうしたらうまくいくかといふ問題では必ずしもないと捉えて、その辺、弾力的運用が図られるようないかと発言されています。

内閣府は、災害救助に関する実務検討会最終報告の後、今年一月から、大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場といつもを開催されて、三月までに、愛知県一回、富城県、兵庫県一回が開催されています。この協議の場についても、五月二十四日の衆議院の議論の中で副大臣はござつ答弁しています。「都道府県側が懸念している広域調整機能の実務的な検討を開始した」また、「協議の場において丁寧な説明をす

りと理解がいただけるような手続を丁寧に取つていただきたいといふふうに考えております。

吉川沙織君 そこで、その協議の場の在り方に

ついて伺いたいと思います。
熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループにおける災害対応時における都道府県と政令市の役割分担の議論の際、平成二十八年十月十五日議事録二十七ページによれば、主査の河田氏はおっしゃつておます。「単に法律的にどうしたらうまくいくかといふ問題では

りと理解がいただけるような手続を丁寧に取つていただきたいといふふうに考えております。
吉川沙織君 そこで、その協議の場の在り方について伺いたいと思います。
熊本地震を踏まえた応急対策・生活支援策検討ワーキンググループにおける災害対応時における都道府県と政令市の役割分担の議論の際、平成二十八年十月十五日議事録二十七ページによれば、主査の河田氏はおっしゃつておます。「単に法律的にどうしたらうまくいくかといふ問題では必ずしもないと捉えて、その辺、弾力的運用が図られるようないかと発言されています。
つまり、これは法改正のみで災害発生時の都道府県と指定都市の役割分担が円滑に進むものではないといふことをおっしゃつたんだと思います。
内閣府は、災害救助に関する実務検討会最終報告の後、今年一月から、大規模・広域災害時の災害救助事務の連携強化に関する協議の場といつもを開催されて、三月までに、愛知県一回、富城県、兵庫県一回が開催されています。この協議の場についても、五月二十四日の衆議院の議論の中で副大臣はござつ答弁しています。「都道府県側が懸念している広域調整機能の実務的な検討を開始した」また、「協議の場において丁寧な説明をす

配分機能、これらについては改正法のその後の運用で払拭され得るものと考えております。」と答弁されてことから、指定基準の検討と併せ、このような実務的な検討の場が法改正の実効性を担保するに当たって重要な役割を担うものと思われます。

そこで、この協議の場の開催目的と協議の内容、今後の開催方針について端的に伺いたいと思います。

政府参考人（海堀安喜君） 先生今御指摘いたしましたように、このたつた災害対策を行うということは非常に実務的な話が重要だといつぶつと考えております。このため、実務検討会の後に、都道府県、指定都市のみならず住宅関係業界の方々をメンバーに入れた協議の場を開催させていただいたということです。

これは非常に重要な点だと思いますので、指定基準の検討を行つに当たっても、この協議の場を発展的に解消をして、都道府県、指定都市のみならず、関係の方々も踏まえた形で対応していきました。

吉川沙織君 今、この場を発展的な解消とおしゃいました。改組して、同じような目的でもう一回やるということでしょうか。

政府参考人（海堀安喜君） この実務検討会は、宮城、兵庫などの実際に発災されたところ、ある

いは南海トラフを前提に、非常にその現場で活動が活発などいろを例示としてメンバーを組んだわけですが、今回、制度として政令市、都道府県といふふつた枠組みになりますので、それについては再度検討をさせていただきたいといふふつに思います。

吉川沙織君 様々、道府県側と指定都市側で意見があり、また関係されるいろんな事業者の方も含めて指定基準、しっかりとそれぞれがちゃんと納得できるような形で、この場で恐らくやられるんだろうなと思いましたので、今確認のためにお伺いをさせていただきました。

今まで道府県と指定都市の関係に重点を置いてきましたけれども、指定都市以外の市町村に対する事務委任の促進というのも大事だと思います。本年四月時点において、災害救助事務に係る事務委任を実施している都道府県は一十八、未実施が十九、そのうち検討途中が二、これも五月二十四日の衆議院段階での答弁です。衆議院において大臣は、「指定都市がない都県に対しても、事務委任の事前の取決めをするなど、災害に備えるための地域的検討を促すことにより、全国における災害救助法の体制の底上げを図ることとした」と

答弁なさっています。

災害発生時においては被災状況を迅速かつ的確に把握し、被災者に対し迅速に被災状況に応じた

必要な応急救助を行う必要がありますが、そのためには基礎自治体である市町村が対応することが有効であるケースも想定されるところであり、だからこそ指定都市以外の市町村においても事務委任に関する事前の取決めが活用されることが大事だと思います。指定都市への権限移譲については大臣が、「この法律案が整えば、早速、県と指定都市、また国も入りまして調整というものを迅速にやる」と、五月二十四日、答弁なさっています。それでは、事務委任未実施で指定都市以外の市町村については、事務委任による事前の取決めの活用をどのように進めていくのでしょうか。今日もこのフレーズ、答弁の中ではございました、地域的検討を促すと、地方公共団体任せにするのではなく、内閣府としても必要な助言を行つなど、迅速かつ円滑な救助体制の構築を支援すべきではなく、内閣府としても必要な助言を行つなど、迅速かつ円滑な救助体制の構築を支援すべきではないかと思うんですが、政府の考え方、伺います。

政府参考人（海堀安喜君） お答え申し上げます。

内閣府といたしましても、やはりこの法案の成立をきっかけに救助実施体制の強化について取り組まなければいけない、指定都市がない都県に対しても事務委任の事前の取決めの促進を働きかけてまいりたいと。今回も、本法案については、既に都道府県の方々の担当者会議でも説明させていただいておりますが、そういうことを広く今後

とも進めていきたいといつぶつと考えております。

吉川沙織君 国としてもしっかりと後押しをしてやつていくといつことよりしてしまつた。

政府参考人（海堀安喜君） 対応させていただきます。

吉川沙織君 今まで災害救助法の衆議院段階では出なかつた論点についてお伺いしてまいりましたが、ここで少し毛色を変えて、今、会計検査院、いろいろありますけれども、会計検査院が今年四月に、各府省庁の災害関連情報システムに係る整備、運用等の状況について検査を行い、その状況について取りまとめ、平成三十年四月十三日、会計検査院法第三十条の一に基づき国会及び内閣へ随時報告を行つています。

政府は、平成十七年度より、防災関係機関が横断的に共有すべき防災情報と共にシステムに集約し、その情報にいづれからもアクセス、入手可能なことを目指した防災情報共有プラットフォームの構築を進め、平成二十三年五月からは、防災関係機関間で防災情報を地理空間情報として共有する総合防災情報システムの運用を開始しています。

しかしながら、この四月に公表された会計検査院の検査結果によれば、システムへの手入力が必要となる情報について登録はほとんどなされていない、防災端末、一般の事務用端末のいづれから

も総合防災情報システムに一度も接続したことがない省庁が十三省庁もあるなど、システムが活用されていない実態が会計検査院の検査報告の中で明らかにされています。

このシステムについては、かつての行政事業レビューにおいても大幅な改善を要するとされ、内閣府において他機関との連携共有を一生懸命やりますと言つていながらも、事業の見直しが行われてきたはずにもかかわらず、その後も連携共有は図られていなかつたということが会計検査院の検査報告の三十五ページに書かれてています。

政府は、今回の検査結果を踏まえ、総合防災情報システムの活用に向けどう対応していくのか。内閣府としては、システムの整備だけでなく、登録状況、閲覧状況、活用状況について的確に把握して改善につなげていく必要があると思いますが、大臣の御見解を伺います。

国務大臣（小此木八郎君） 御指摘のとおり、内閣府では、政府内で災害に関連する情報を効率的に共有すること等を目的として、総合防災情報システムの運用を行つてまいりました。

会計検査院の報告にもあるとおり、現在のシステムでは情報の多くを手動で登録する必要があり、その作業に時間を要することから、災害時の情報登録が限定的となつてゐること、これは課題であると認識しています。政府内の情報共有を効率化

する観点から、総合防災情報システムの役割は重要なと考えておりまして、昨年度からシステムの更新に着手していけるところであります。

今回の会計検査院報告や現行システムの課題を踏まえ、災害対応により資するシステムとなるよう改善をしてまいりたいと存じます。

吉川沙織君 この会計検査院の検査報告を受けて改善をされるという答弁をいただきましたので、是非そのようにしていただきたいと思いますし、今まで議論した中でも、物資の配分どつするか仮設住宅どつするかなどいろいろなお話もありました。

発災直後においては被害規模を早期に把握して正確な情報収集を行い、その情報に基づいて必要な資源を適切に配分することが求められるといつことになります。ですので、この情報は発災現場の行政機関である地方公共団体が最初に把握することになると想いますが、今回の会計検査院の検査結果を見ますと、地方公共団体の情報システムと総防システムの情報連携が行われていないということも指摘をされています。

この情報連携というのはとても大事で、例えば、今大臣からも御答弁いただきましたように、自動入力ではない現状が自動入力されるようになれば効率的な情報収集も可能になるでしょうし、地方公共団体が国に報告するに当たつても負担の軽減が図られるといつことになります。

地方公共団体と総防システムの情報連携の必要性について、今後の取組方針について伺つておきたいと思います。

政府参考人（海堀安喜君） 先生御指摘のとおり、災害時における情報共有、これは災害対策を円滑に進める上で非常に重要なテーマでござります。この観点から、総合防災情報システムについて、他の情報システムと連携していくといふのは非常に重要なことふつに考えております。

ただ、地方公共団体との関係、物資の必要性とかそういうものの把握とか、そういうものは、適宜それぞれシステムごとにやつてあるのですが、各公共団体で今災害で作られている情報システムと連携を行うことになります。これ、相互のシステムの機能の改修とか、あるいは、実際に結んでもいて災害時に切れてしまえば意味がないので、そういうリダンダンシーをどう確保するのかとか、あるいはそのための回線の確保とか費用の面とか、これ課題が多くあると思いました。

我々としては、必要とする、会計検査院の報告でもあります、必要性と費用を踏まえて、どのことから重要的にやつていけばいいかということを検討しつつ、こういった情報の把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

吉川沙織君 今の答弁を踏まえますと、確かに

国のシステムと、地方公共団体によつても、一つのシステムを入れたかで、大体四、五年のリース期間でそのたびに変えていくので、その時期が合はない、確かにつなぐといふこともしかしたら難しい側面もあるのかも分かりません。ただ、地方公共団体で、発災したときに、その対応に追われている中で国にも報告しなきゃいけないというときに、費用を掛けてシステムを構築するのであれば、それが活用されるような状況に置かれなければ意味がないことにもなりかねませんので、是非この検査報告を機にもう一度見直して、本当に活用されるものをつくりていただきたいと思います。

今回は災害救助法の改正案、この国会に内閣から国会に提出されている法案は六十五本です。第六十五号として、今回、なぜ五月八日に、道府県と指定都市の間でまだ調整が十全には整つていな、指定基準もまだこれから詰めていくと階で国会に出された法律ではないですが、衆議院で全会一致に参議院に送られてまいりました。

この場で明らかに少しでもできる点について質問をしてまいりましたが、今後しっかりとそれらの関係者が合意できる形で災害対応を進めていくべきだと思います。

ありがとうございました。